



宮 崎 県 公 報

平成25年7月2日（火曜日）号外 第41号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

| 条 例 | 頁 | |
|--|---|---|
| ○宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………（生活・福祉・数値課） 2 | | ○宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（福祉保健課） 9 |
| ○宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例……………（人事課） 2 | | ○宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（長寿介護課） 9 |
| ○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 3 | | ○宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 9 |
| ○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 5 | | ○宮崎県子ども・子育て支援会議条例……………（こども政策課） 10 |
| | | ○宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例……………（山村・林振興課） 10 |

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 改正の理由及び主な内容
消費者行政の一層の活性化を図るため、宮崎県消費者行政活性化基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県特別職報酬等審議会の審議及び諮問事項に知事及び副知事の退職手当を加えるため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 改正の理由及び主な内容
過疎地域自立促進特別措置法等に基づく県税の課税免除又は不均一課税を行った場合における交付税の減収補てん措置が延長されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地域密着型介護老人福祉施設等の基盤整備の促進等を図るため、宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 改正の理由及び主な内容
施設開設準備経費助成特別対策事業の実施により介護保険法に基づく制度の円滑な運営を図るため、宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県子ども・子育て支援会議条例（条例第28号）

- 1 制定の理由及び主な内容
子ども・子育て支援法の制定に伴い、宮崎県子ども・子育て支援会議を設置するため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 改正の理由及び主な内容
間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、宮崎県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県消費者行政活性化基金条例（平成21年宮崎県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 附 則 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。 | 附 則 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第22号

宮崎県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

宮崎県特別職報酬等審議会条例（昭和39年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-----|-----|
| | |

| | |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議するため、宮崎県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(諮問)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬又は給料の額について審議会の意見を聞くものとする。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準（以下「議員報酬の額等」という。）について審議するため、宮崎県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(諮問)</p> <p>第2条 知事は、議員報酬の額等に関する条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬の額等について審議会の意見を聞くものとする。</p> |
|---|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第23号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(配当割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第31条の7 配当割の特別徴収義務者として特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあっては、その支払を取り扱う者）を指定する。</p> <p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第31条の8 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者として選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものを指定する。</p> <p>(住宅の取得及び住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例及び減額に係る申告等)</p> <p>第39条の2 法第73条の14第4項又は法第73条の24第4項の規定による申告をする者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(ゴルフ場利用税の税率の特例)</p> <p>第45条 次に掲げる者のゴルフ場の利用について別に利用料金を定め、かつ、その利用料金が通常の利用料金を比較して2割以上軽減されている場合において、当該軽減された利用料金で利用する者の当該ゴルフ場の利用（法第75条の2各号に掲げる者のゴルフ場の利用及び法第75条の3各号に掲げるゴルフ場の利用を除く。）に係るゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず</p> | <p>(配当割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第31条の7 配当割の特別徴収義務者として特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、<u>租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額</u>である場合にあっては、その支払を取り扱う者）を指定する。</p> <p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)</p> <p>第31条の8 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者として選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で<u>特定株式等譲渡対価等</u>の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものを指定する。</p> <p>(住宅の取得及び住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例及び減額に係る申告等)</p> <p>第39条の2 法第73条の14第4項又は法第73条の24第4項の規定による申告をする者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。<u>ただし、その期間内に提出することができないやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(ゴルフ場利用税の税率の特例)</p> <p>第45条 次に掲げる者のゴルフ場の利用について別に利用料金を定め、かつ、その利用料金が通常の利用料金を比較して2割以上軽減されている場合において、当該軽減された利用料金で利用する者の当該ゴルフ場の利用（法第75条の2各号に掲げる者のゴルフ場の利用及び法第75条の3各号に掲げるゴルフ場の利用を除く。）に係るゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず</p> |

| | |
|--|--|
| <p>ず、同項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会及び同大会の予選会に準じて取り扱うことが適当である財団法人日本ゴルフ協会（以下「協会」という。）が主催する競技会及びその予選に相当する協会加盟の地区連盟が主催する競技会に参加するプロゴルファー以外の選手</p> <p>2・3 [略]</p> | <p>ず、同項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会及び同大会の予選会に準じて取り扱うことが適当である公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「協会」という。）が主催する競技会及びその予選に相当する協会加盟の地区連盟が主催する競技会に参加するプロゴルファー以外の選手</p> <p>2・3 [略]</p> |
|--|--|

附則中見出しを削り、附則第3項中「前項」を「前条」に改め、附則第5項から第7項まで、第9項及び第10項を削り、附則第14項及び第15項中「附則第12項」を「第2項」に改め、附則第17項、第18項、第21項から第27項まで及び第29項を削り、附則第31項中「附則第33項」を「第3項」に改め、附則第32項第4号及び第33項第4号中「附則第35項」を「第5項」に改め、附則第35項中「附則第33項」を「第3項」に、「附則第35項」を「第5項」に、「附則第32項第4号」を「第2項第4号」に改め、附則第37項及び第38項を削り、次の表の左欄に掲げる附則の項をそれぞれ同表の中欄に掲げる附則の条（項を併せ掲げているものにあつては、それぞれ当該条の項）とし、同欄に掲げる各条の前にそれぞれ同表の右欄に掲げる見出しを付する。

| | | |
|--|---|---|
| 第1項 | 第1条 | (施行期日) |
| 第2項 | 第2条 | (旧県税条例等の廃止) |
| 第3項 | 第3条 | (旧県税条例の規定によって課し、又は課すべきであった県税の取扱い) |
| 第4項 | 第4条 | (この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用) |
| 第39項 第40項 | 第5条第1項 第2項 | (個人の県民税の税率の特例) |
| 第11項 第12項 第13項 第14項 第15項 第16項 | 第6条第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 | (法人の県民税の法人税割の税率の特例) |
| 第28項 | 第7条 | (法人の事業税の税率の特例) |
| 第19項 第20項 | 第8条第1項 第2項 | (不動産取得税の税率の特例) |
| 第8項 | 第9条 | (不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産を取得した者が申告書に添付する書類) |
| 第30項 | 第10条 | (不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例) |
| 第36項 | 第11条 | (自動車取得税の非課税対象路線) |
| 第31項 第32項 第33項 第34項 第35項 | 第12条第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 | (自動車税の税率の特例) |

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第31条の7及び第31条の8の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。
(配当割に関する経過措置)
- この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）第31条の7の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正後の地方税法（次項において「28年新法」という。）第23条第1項第15号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第2条の規定による改正前の地方税法（次項において「28年旧法」という。）第23条第1項第15号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
(株式等譲渡所得割に関する経過措置)
- 改正後の条例第31条の8の規定は、平成28年1月1日以後に行われる28年新法第23条第1項第16号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた28年旧法第24条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
(宮崎県森林環境税条例の一部改正)
- 宮崎県森林環境税条例（平成18年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| | |
|-----|-----|
| 改正前 | 改正後 |
|-----|-----|

| | |
|---|--|
| <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が 125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「<u>附則第38項</u>」と、「同条」とあるのは「<u>同項</u>」と、「500円」とあるのは「<u>100円</u>」とする。</p> <p>3 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が 125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「<u>附則第39項</u>」と、「同条」とあるのは「<u>同項</u>」と、「500円」とあるのは「<u>300円</u>」とする。</p> <p>（県税条例附則第40項の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>4 県税条例附則第40項の適用がある場合においては、第3条中「第27条」とあるのは「<u>附則第40項</u>」と、「同条」とあるのは「<u>同項</u>」とする。</p> | <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が 125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「<u>附則第5条第1項</u>」と、「同条」とあるのは「<u>同項</u>」と、「500円」とあるのは「<u>300円</u>」とする。</p> <p>（県税条例附則第5条第2項の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>3 県税条例附則第5条第2項の適用がある場合においては、第3条中「第27条」とあるのは「<u>附則第5条第2項</u>」と、「同条」とあるのは「<u>同項</u>」とする。</p> |
|---|--|

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第24号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下本条において「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（過疎法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）内において製造の事業、情報通信技術利用事業（過疎法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人</p> <p>(2) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）第5条第3項の規定により同条第1項若しくは第2項の実施計画（以下「実施計画」という。）において定められた工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号。以下「自治省令第26号」という。）第1条第1項に定める地区（以下「指定工業等導入地区」という。）内において製造の事業（農工法第2条第2項に規定する工業等をいう。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者</p> <p>(3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域（以下「指定離島振興地域」という。）内において製造の事業、ソフトウェア</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下この号において「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（過疎法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）内において製造の事業、情報通信技術利用事業（過疎法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人</p> <p>(2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして租税特別</p> |

ア業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人

(4) [略]

(5) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域(以下「指定半島振興地域」という。)内において製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者。ただし、旅館業の用に供する設備については、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第6項又は第28条の9第6項の規定により国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地区内において新設し、又は増設した者に限る。

(6) [略]

(過疎地域における県税の課税免除)

第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 過疎地域として公示された日から平成25年3月31日までの期間(当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間)内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。)第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(指定工業等導入地区における県税の課税免除)

第3条 指定工業等導入地区においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税 指定工業等導入地区に係る実施計画(平成16年12月31日までに定められたものに限る。)が定められた日から平成21年12月31日までの期間(当該指定工業等導入地区が指定工業等導入地区でなくなったときは、当該実施計画が定められた日から指定工業等導入地区でなくなった日までの期間)内に所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号。以下「

措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この条において「施行令」という。)第6条の3第16項に規定する関係大臣が指定する地区(以下「指定離島振興地域」という。)内において製造の事業、旅館業、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。)第1条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人

(3) [略]

(4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして施行令第6条の3第13項に規定する関係大臣が指定する地区(以下「指定半島振興地域」という。)内において製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者

(5) [略]

(過疎地域における県税の課税免除)

第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 過疎地域として公示された日から平成27年3月31日までの期間(当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間)内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。)第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

平成16年改正法」という。) 附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(自治省令第26号第2条に規定する工業等の用に供する設備で展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第26号第4条の規定により計算した額に対して課するもの

(2) 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備を構成する家屋で平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるもの(展示場用の建物を除く。)及びその敷地である土地の取得(実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(3) 固定資産税 対象設備設置者について、当該対象設備(倉庫業の用に供するものを除く。)を構成する家屋及び償却資産で平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるもの(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)で実施計画が定められた日以後において取得したものに對して初年度以降課するもの

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第4条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成25年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)内に離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。)第1条第1項第1号イに規定する設備(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第2条の規定により計算した額に対し

平成16年改正法」という。) 附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(自治省令第26号第2条に規定する工業等の用に供する設備で展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第26号第4条の規定により計算した額に対して課するもの

(2) 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備を構成する家屋で平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるもの(展示場用の建物を除く。)及びその敷地である土地の取得(実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(3) 固定資産税 対象設備設置者について、当該対象設備(倉庫業の用に供するものを除く。)を構成する家屋及び償却資産で平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるもの(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)で実施計画が定められた日以後において取得したものに對して初年度以降課するもの

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成27年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

て課するもの

イ [略]

(2) 不動産取得税 対象設備設置者について、当該新設し、又は増設した自治省令第1号第1条第2項に規定する対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（指定離島振興地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 固定資産税 対象設備設置者について、当該新設し、又は増設した自治省令第1号第1条第2項に規定する対象設備である家屋及び償却資産（指定離島振興地域として公示された日以後において取得したものに限る。）に対して初年度以降課するもの

(同意集積区域における県税の課税免除)

第5条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成25年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。）から起算して5年（同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した指定集積事業者（以下この条において「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(2) [略]

(指定半島振興地域における県税の不均一課税)

第6条 宮崎県条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、指定半島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税 指定半島振興地域として公示された日（その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成25年3月31日までの期間（当該指定半島振興地域が指定半島振興地域でなくなったときは、指定半島振興地域として公示された日から指定半島振興地域でなくなった日までの期間）内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は

イ [略]

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（指定離島振興地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及び償却資産（指定離島振興地域として公示された日以後において取得したものに限る。）に対して初年度以降課するもの

(同意集積区域における県税の課税免除)

第4条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成26年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。）から起算して5年（同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した指定集積事業者（以下この条において「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(2) [略]

(指定半島振興地域における県税の不均一課税)

第5条 宮崎県条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、指定半島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税 指定半島振興地域として公示された日（その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成27年3月31日までの期間（当該指定半島振興地域が指定半島振興地域でなくなったときは、指定半島振興地域として公示された日から指定半島振興地域でなくなった日までの期間）内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は

事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条で定める算式によって計算した額に対して初年度以降課する事業税次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

第7条～第9条 [略]

事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条で定める算式によって計算した額に対して初年度以降課する事業税次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

第6条～第8条 [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の条例第3条及び第5条の規定は、平成25年4月1日以後にこれらの条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前にこの条例による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例第4条に規定する対象設備又は同条例第6条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第25号

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 附 則 | 附 則 |
| 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。 | 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第26号

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (設置) | (設置) |
| 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。 | 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。 |
| 附 則 | 附 則 |
| 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。 | 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第27号

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 附 則 | 附 則 |
| 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。 | 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県子ども・子育て支援会議条例をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第28号

宮崎県子ども・子育て支援会議条例

（設置等）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項の規定により、同項の合議制の機関として宮崎県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

2 支援会議の組織及び運営については、法第77条第5項において準用する同条第2項に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（所掌事務）

第2条 支援会議は、法第77条第4項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 支援会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 支援会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第29号

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年宮崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 附 則 | 附 則 |
| 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。 | 2 この条例は、平成44年3月31日限り、その効力を失う。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。